判決年月日	平成26年10月22日	担		**
		当部	知的財産高等裁判所	第4部
事件番号	平成25年(ネ)10089号	ДΡ		

O 控訴人会社が、顧客から依頼を受けて、著作権者の許諾を受けることなく、書籍をスキャナーで読み取って電子ファイルを作成し、その電子ファイルを顧客に納品する行為につき、被控訴人らが、その著作権(複製権)を侵害するおそれがあるとして、その差止め及び損害賠償を請求した事案において、控訴人会社の行為による複製の主体は被控訴人会社であり、私的使用による複製権の制限(著作権法30条1項)の適用はないと判断した事例

(関連条文) 著作権法 21条, 30条1項

判 決 要 旨

被控訴人らは、小説家、漫画家又は漫画原作者である。控訴人会社は、顧客から電子ファイル化の依頼があった書籍について、著作権者の許諾を受けることなく、スキャナーで書籍を読み取って電子ファイルを作成し、その電子ファイルを顧客に納品している(本件サービス)。被控訴人らは、そのような控訴人会社の行為により被控訴人らの著作権(複製権)が侵害されるおそれがあるなどと主張して、控訴人会社に対し、差止請求として、第三者から委託を受けて被控訴人らの作品が印刷された書籍を電子的方法により複製することの禁止を求めるとともに、控訴人らに対し損害賠償を請求した。

原判決は、控訴人会社の行為は被控訴人らの著作権を侵害するおそれがあり、私的使用のための複製(著作権法 30 条 1 項)の抗弁も理由がないなどとして、被控訴人らの請求を一部認容した。

本判決は,以下のとおり判断をして,控訴人らの控訴を棄却した。

- ① 著作物の複製行為の主体とは、複製の意思をもって自ら複製行為を行う者をいうと解されるところ、本件サービスは、控訴人がその内容を自ら決定し、機材等を準備し、宣伝広告により顧客を誘引し、その管理・支配の下に複製を行ない、対価を得ている。そうすると、控訴人会社は、顧客と対等な契約主体であり、営利を目的とする独立した事業主体として、本件サービスにおける複製行為を行っているのであるから、本件サービスにおける複製行為の主体であると認められる。
- ② 控訴人会社は、営利を目的として、不特定多数の顧客に複製物である電子ファイルを納品・提供するために複製を行っているのであるから、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする」ということはできない。また、控訴人会社は複製行為の主体であるのに対し、複製された電子ファイルを私的に使用するのは顧客であることから、「その使用する者が複製する」ということはできない。したがって、控訴人会社に著作権法 30 条 1 項を適用する余地はない。